

特定非営利活動法人 NPOぽぽハウス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人NPOぽぽハウスという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県彦根市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の人たち特に高齢者、障害をもった方、幼児等とそれぞれの家族が、生き甲斐と幸せを実感できる環境創出に関する事業を行い、もって広く市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 高齢者や障害ある方及びその家族への自立支援、社会参加の支援、相談支援、居宅介護支援、障害児通所支援、障害福祉サービス、地域密着型サービスの事業
- (2) 子どもの保育、育児及び健全育成のための交流機会の提供、体験教育の事業
- (3) 福祉のまちづくりをすすめるための支援、研修、啓発、情報提供の事業
- (4) 高齢者共同生活施設の設立と運営に関する事業
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動へ参加できる個人及び団体
- (2) 贊助会員 この法人の事業を贊助するために入会した個人及び団体
- (3) 特別会員 この法人の発展に特に功労の有った個人及び団体、または卓越した学識等経験者でこの法人を支援できると理事会が認めた個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の活動を広め、その目的を達成するため正会員、賛助会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 第3条の目的に賛同する者
 - (2) 他の会員に特定の政治的活動を勧めることがない者
 - (3) 他の会員に特定の宗教的活動を勧めることがない者
 - (4) 暴力団組織に関係を持たない者
2. 正会員または賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により理事長へ申し込むものとする。
 3. 理事長は、その者が本条第1項各号に掲げる条件に適合すると認める時は、正当な理由がない限り入会を承諾し、本人に対しこれを通知するものとする。
 4. 理事長は、本条第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
 5. 理事会が推薦する個人または団体の特別会員の入会手続きは、本条第2項によらず本人の承諾をもって会員となる。
 6. 正会員または賛助会員の入会後の種別変更は、理事長へ申し出て変更できるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但し、特別会員に対しては、本条を適用しないものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員または賛助会員は、別に定める退会届を理事長へ提出して、任意に退会することができる。

2. 特別会員は、理事長へ申し出て、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の規則に著しく違反したとき
- (3) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(搬出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の搬出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上9人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2. 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長は理事の互選とする。

3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行するとともに、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ示した順序によって、その職務を代行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べもしくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は、辞任または任期満了後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、第13条第1項に基づく定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(役員報酬等)

第 19 条 役員のうち、常勤またはこれに準ずる役員は、報酬を受け取ることができる。但し、受け取ることができるのは、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。その他の役員は無報酬とする。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前 2 項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及びその他職員を置くことができる。
3. 事務局長及びその他職員は理事長が任免する。
4. 理事は、事務局長を兼任することができる。
5. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会において議決する。

第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(機能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算の決定
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 役員の選任または解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 解散した場合の残余財産の処分
- (9) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回 5 月末日迄に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

- (2) 正会員の総数の 5 分の 2 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集、請求があったとき

- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以

内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法（滋賀県特定非営利活動促進法施行条例第28条に規定する方法を言う。以下同じ。）をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができます。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第50条、第53条及び第54条の適用については総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び各出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がいる場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が署名、押印しなければならない。
 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員の職務及び報酬
- (4) その他総会の議決を要しないこの法人の運営に関する緊急、かつ、軽微な事項の決定に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があつたとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法のいずれかをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 自然災害、感染症の流行等により開催できない場合、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の3分の2以上が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案は可決する。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、電磁的方法をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第35条、第37条第2項および第39条第1項の適用については出席したものとみなす。

4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法による表決者または表決委任者がいる場合にあっては、その旨を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名、押印しなければならない。

3. 前 2 項の規定に関わらず、第 37 条第 3 項の規定により可決した場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 決議した事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 決議があった日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第 7 章 資産 及び 会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則（正規の簿記の原則、真実性・明瞭性の原則及び継続性の原則）に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 予算超過または予算外の費用にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後に、予期できない事業量の増加、その他やむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、事業計画の変更および既定予算の追加または更正をすることができる。

2. 前項については、次に開催する総会において、理事長から報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならぬ。

2. 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、資金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

2. 前項の措置については、次に開催する総会において、理事長から報告しなければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経なければならない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。なお、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、第28条第2項に拘らず正会員の総数の4分の3以上の多数による承諾を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(精算人の選任)

第52条 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。但し合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、この法人の目的と類似すると認める特定非営利活動法人の中から、正会員の過半数をもって決した法人に寄付するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようするときは、第 28 条第 2 項に拘らず総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、滋賀県協働ポータルサイト（NPO 法人の貸借対照表の公告）に掲載して行う。

第 10 章 雜則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	山脇	玲子
副理事長	谷沢	典子
理事	荻田	陽子
同	金山	世子
同	清水	悦子
同	久木	陽子
同	百田	三重子
監事	大野	義忠
同	近藤	和枝

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 5 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	個人	1,000 円
	団体	3,000 円
(2) 年会費	正会員（個人）	2,000 円
	同（団体）	5,000 円
	一般会員	正会員に同じ
	賛助会員（個人）	5,000 円以上
	同（団体）	10,000 円以上
	特別会員	定めない

なお、この法人の前身である任意団体の NPO ぽぽハウスに入会済の者については、改めての入会金は、要しない。

7. この法人の、任意団体からの法人化移行に伴う名称または表示の変更手続は、次の通りとする。

- (1) 公的機関に対する手續は、この法人の成立の日から 60 日以内に完了する。
- (2) 交付済の書類で、更新時期の定めあるものは、更新のときに変更する。但し、平成 14 年 3 月 31 日を限度とする。
- (3) 前号で更新時期の定めないものは、平成 14 年 3 月 31 日までに変更する。
- (4) 前各号の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

8. この法人の平成 29 年 4 月以降の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 同	(個人) (団体)	無し 同
(2) 年会費	正会員 同 賛助会員 同 特別会員	(個人) (団体)	3,000 円 5,000 円 3,000 円以上 10,000 円以上 定めない

付 則

1. この定款は、2018 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

1. この定款は、2021 年 6 月 1 日から施行する。